

北広島市公益活動事業補助金交付事務要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北広島市公益活動事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に規定する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 補助金の交付を申請しようとする団体(以下「申請団体」という。)は、次の各号に掲げる書類を、市長に提出するものとする。

- (1) 公益活動事業補助金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 事業計画書(別記第2号様式)
- (3) 事業収支予算書(別記第3号様式)
- (4) 補助金等交付申請額算出調書(別記第3号様式の2)
- (5) 経費の配分調書(別記第3号様式の3)
- (6) 団体の概要書(別記第4号様式)
- (7) 団体の定款、規約又は会則等
- (8) 役員及び会員名簿(別記第5号様式)
- (9) 前年度の活動報告書及び収支決算書
- (10) その他参考となる資料

2 第1項の申請期間は、14日以上設けるものとする。

3 団体が補助金の交付を申請できる回数は、1事業につき2回を限度とする。ただし、過去に当該補助金の交付を受けた団体であっても全く異なる事業であれば再度の申請をすることができる。

(補助対象事業の決定等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付申請を受けたときは、北広島市市民協働推進会議設置条例(平成20年条例第28号。以下「協働推進会議条例」という。)第1条に規定する北広島市市民協働推進会議(以下「協働推進会議」という。)に補助対象事業として公益性、必要性、効果性等の有無について諮問するとともに、市民に地域社会の課題について共有する機会の提供を行うために、申請団体による公開のプレゼンテーション(以下「公開プレゼンテーション」という。)を開催するものとする。

2 協働推進会議は、前条第1項の規定により提出された書類及び前項の規定により実施された公開プレゼンテーションの内容に基づき諮問内容について審査し、その結果を市長に答申するものとする。

3 市長は、協働推進会議の答申を受け、補助対象事業の決定をしたときは、公益活動事業補助金交付決定通知書(別記第6号様式)又は公益活動事業補助金不交付決定通知書(別記第7号様式)により申請団体に通知するものとする。

(補助金の概算払い)

第4条 北広島市補助金等交付規則(昭和61年広島町規則第10号。以下「交付規則」という。)第14条の規定による概算払いを希望する団体は、公益活動事業補助金概算払申請書(別記第8号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、交付すべき時期及び補助金の額を決定し、公益活動事業補助金概算払決定通知書(別記第8号様式の2)により補助事業者へ通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第5条 補助の交付決定を受けた団体(以下「交付決定団体」という。)は、補助事業の内容を変更(補助金の額が減額となる場合に限る。)し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ公益活動事業補助金変更申請書(別記第9号様式)を市長に提出してその承認を受けなければならない。ただし、当該変更の内容が補助対象経費の20パーセント以内の変更である場合その他変更等の内容が軽微であると認める場合にあっては、この限りでない。

2 市長は、交付決定額を変更したときは、公益活動事業補助金変更通知書(別記第10号様式)により交付決定団体に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 交付規則第11条の規定による実績報告は、次の各号に掲げる書類を、市長に提出するものとする。

- (1) 公益活動事業補助金実績報告書(別記第11号様式)
- (2) 事業収支決算書(別記第12号様式)

(3) 領収書等（原本と写し）

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第7条 交付規則第12条の規定による補助金の額が確定したときは、公益活動事業補助金交付確定通知書（別記第13号様式）により、当該補助事業者に通知するものとする。

2 前項の確定通知を受けた補助事業者は、公益活動事業補助金交付請求書（別記第14号様式）により当該補助金の請求を行うものとする。

（事業評価）

第8条 市長は、第6条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、協働推進会議条例第3条第1号の規定により当該事業の評価について、協働推進会議に諮るものとする。

2 市長は、前項の評価のために補助事業実施の翌年度に補助事業者による公開の事業報告会を開催するものとする。

3 協働推進会議は、第6条の規定により提出された書類及び前項の規定により実施された事業報告会の内容に基づき事業評価を行い、その結果を市長に答申するものとする。

（所管）

第9条 この要領に係る補助金交付事務は、企画財政部行政推進課が所管するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

年度 公益活動事業補助金交付申請書

年 月 日

北 広 島 市 長 様

（申請者）
団体名
代表者の役職名・名前

北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第2条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

なお、当該申請書記載事項について公開することを承諾します。

記

- 1 事業の名称
- 2 希望するコース（どちらかを選択し、 にチェック（✓）をしてください。）

テーマ設定型事業コース（3分の2助成、上限40万円、千円未満切捨）

自由提案型事業コース（2分の1助成、上限20万円、千円未満切捨）

- 3 申請事業費の総額・補助金申請額

申請事業費の総額 _____ 円

補助金申請額 _____ 円

- 4 申請事業の内容
事業計画書（第2号様式）の通り

添付書類

- 1 事業計画書（第2号様式）
- 2 事業収支予算書（第3号様式）
- 3 補助金等交付申請額算出調書（第3号様式の2）
- 4 経費の配分調書（第3号様式の3）
- 5 団体の概要書（第4号様式）
- 6 役員及び会員名簿（第5号様式）
- 7 定款、規約又は会則等（法人にあっては財務諸表）
- 8 前年度の活動報告書及び収支決算書
- 9 日頃の活動内容がわかるもの（会報、新聞切抜、活動の写真等）

補助申請事業計画書

テーマ設定型事業コース

自由提案型事業コース

・どちらかを選択し、 にチェック（✓）をしてください。

1 事業の名称

2 事業分野

3 事業概要

現状と課題を踏まえた事業目的及び市民にとっての事業効果について簡潔に記載してください。

4 事業の実施方法

貴団体が「誰（何）を対象に」「いつ」「どこで」「何をする」のか、どんな工夫をするのかなどを記載してください。

4 過去に当該補助金の交付を受けて行った事業

過去に当該補助金を受けたことがある団体のみ記入してください。

実施年度	コース名・事業名	事業概要とその効果

補助申請事業収支予算書

1 収入の部

(単位:円)

科目	積算内容	金額
収入合計		

2 支出の部

(単位:円)

科目	積算内容	金額
支出合計		

記入例

- ・積算内容には次のように記載してください。
- (収入) 入場料などの受益者負担がある場合 入場料 1,000 円 × 50 名 = 50,000 円
- (支出) 講師謝礼金 セミナー講師 20,000 円 × 2 名 = 40,000 円
- ・科目には次のように記載してください。
- (収入) 市補助金、事業収入、会費、寄付金など
- (支出) 賃金、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費など

団体の経常的な活動に要する人件費、交際費、飲食費及び事務所賃借料などは補助対象外となります。
 ただし、講演会等の会場整理アルバイト賃金及び会場借り上げ料など補助対象事業に直接要するものは対象となります。
 また、テーマ設定型事業に限り、事業実施に必要な備品購入費も補助対象となります。(補助上限 5 万円)

補助金等交付申請額算出調書

(単位:円)

区分	補助事業等に要する経費			補助事業等に関して生ずる寄附金その他の収入	差引所要額 (A - B)	補助対象経費	補助基準により算出した額	補助基本額	補助率	補助金等交付申請額 (F × G)	備考
	単価	数量	金額								
			A	B	C	D	E	F	G	H	
合計											

- 注1 「区分」欄には、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載してください。
- 2 「補助事業等に要する経費」欄には、当該補助事業等に係る経費の総額を記載するものとし、「単価」「数量」欄が不要のときは斜線で抹消してください。
- 3 「補助事業等に関して生ずる寄附金その他の収入」欄には、補助基本額の算出にあたり寄附金その他の収入を控除すべきこととされている補助金等の交付を申請する場合に使用してください。
- 4 「補助対象経費」欄には、当該補助事業等のうち補助の対象となる部分に限る経費の額を記載してください。
- 5 「補助基準により算出した額」欄には、補助基準(額)が定められているときはその基準により算出した額を記載し、補助基準が定められていないときは斜線で抹消してください。
- 6 「補助基本額」欄には、当該補助金等の算出の基礎となるべき額を記載してください。
- 7 定額補助の場合は、「補助率」欄を斜線で抹消してください。

経費の配分調書

(単位:円)

区 分	補助事業等に要する経費	負 担 区 分				備 考
		市費補助金等		自 己 負担額	その他	
		申請額	他の補助 金等			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
			/			
合 計			/			

- 注1 「区分」欄には、経費名又は細分された項目など補助事業等において区分すべきこととされている事項を記載してください。
- 2 「負担区分」欄中「市費補助金等」欄には、区分ごとの交付申請額を記載してください。
- 3 「負担区分」欄中「その他」欄には、補助事業等に要する経費のうち市費補助金等及び自己負担額以外で支弁する経費(寄付金、収入等)があるときは、その金額を記載し、その内容を「備考」欄に記載してください。
- 4 「備考」欄には、必要に応じ積算の基礎その他必要な事項を記載してください。

団体の概要書

団体の名称	(ふりがな)		
団体所在地	〒 -		
代表者氏名	(ふりがな)		
活動開始年月日	年	月	日
構成員数	会員数	人(うち役員数	人)
団体の目的			
活動内容、 主な活動実績 (過去3年以内)			
年間予算	円		
担 当 者 連 絡 先	(ふりがな) 氏 名	役 職	
	住 所 〒 -		
	電話番号	-	-
	F A X	-	-
	E-mail	@	
URL アドレス http://www			

申請事業にかかわる役員及び会員名簿

団体の名称

(ふりがな) 氏名	実施上 の役割	住所又は居所
記載人数計		人

- 1 申請事業にかかわる予定者をお書きください。
- 2 実施上の役割の欄には、申請事業を実施する上での責任者に、副責任者にをお付けください。

指令第 号

年度 公益活動事業補助金交付決定通知書

年 月 日

団体名
代表者

様

北 広 島 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった公益活動事業補助金について審査した結果、次の通り交付することに決定しましたので、北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第 3 条第 3 項の規定により通知します。なお、次に掲げる条件を順守してください。

コース	テーマ設定型事業コース	自由提案型事業コース
事業の名称		
交付決定額		

交付の条件：

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業の完了により当該補助事業者、に、相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めること。

指令第 号

年度 公益活動事業補助金不交付決定通知書

年 月 日

団体名
代表者

様

北 広 島 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった公益活動事業補助金について審査した結果、不交付と決定しましたので、北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第3条第3項の規定により通知します。

コース	テーマ設定型事業コース 自由提案型事業コース
事業の名称	

不交付の理由：

年度 公益活動事業補助金概算払申請書

年 月 日

北 広 島 市 長 様

（補助事業者）

団体名

主たる事務所所在地

（代表者住所）

代表者の役職名・名前

印

年 月 日 指令第 号で公益活動事業補助金の交付決定を受けた事業に係る補助金について、概算払を受けたいので申請します。

1 事業の名称

2 補助金の概算払を受けたい時期及び金額

概算払を受けたい時期				合 計
概算払を受けたい額	円	円	円	円

3 申請の理由

4 添付書類

（1）資 金 収 支 計 画 書

年度 公益活動事業補助金概算払決定通知書

(記号) 第 号
年 月 日

団体名
代表者 様

北 広 島 市 長 印

年 月 日付けで申請のあった公益活動事業補助金について、次のとおり概算払をすることと決定しましたので、北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第 4 条第 2 項の規定により通知します。

記

1 事業の名称

2 補助金の概算払をする時期及び金額

概算払をする時期				合 計
概算払をする額	円	円	円	円

年度 公益活動事業補助金交付決定事業変更申請書

年 月 日

北 広 島 市 長

(申請者)

団体名

主たる事務所所在地

(代表者住所)

代表者の役職名・名前

印

年 月 日 指令第 号で交付決定された補助事業に係る事業計画書又は事業収支
予算書の変更を、北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第 5 条第 1 項の規定により申請します。

1 補助年度	年度
2 補助金等の名称	北広島市公益活動事業補助金
3 事業の名称	
4 交付決定額	円
5 補助金等交付申請額の変更	あり (変更後の補助金等交付申請額 : 円) なし
6 変更又は中止 (廃止) の理由	
7 変更又は中止 (廃止) の年月日	年 月 日
8 添付書類	

年度 公益活動事業補助金交付決定事業変更通知書

指令第 号

（補助事業者）

様

年 月 日申請の公益活動事業補助金に係る計画の変更を承認し、年 月 日付
（記号）指令第 号の補助金「金 円」を「金 円」に変更します。
ただし、次の事項を承知してください。

年 月 日

北 広 島 市 長 

- この承認の内容は、年 月 日付け公益活動事業補助金交付決定事業変更申請書記載のとおりです。
- 変更後の補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額は、次のとおりです。

補助対象事業	変更前		変更後	
	補助対象経費	補助金の額	補助対象経費	補助金の額

年度 公益活動事業補助金実績報告書

年 月 日

北 広 島 市 長

（申請者）

団体名

主たる事務所所在地

（代表者住所）

代表者の役職名・名前

印

年 月 日付けで申請し、年 月 日 指令第 号で交付決定された補助事業に係る実績を、北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第 6 条の規定により、交付決定事業収支決算書、領収書の原本とその写しを添えて報告します。

交付決定事業の名称	
総事業費（円）	
実施期間 又は 実施日時	
実施場所	
事業実施により 得られたこと 及び 今後の展開	
市に提出する成果物	
実施内容の詳細	別紙の通り

事業収支決算書

1 収入の部

（単位：円）

	科 目	予算額	決算額	摘要欄
	収 入 合 計			

2 支出の部

（単位：円）

	科 目	予算額	決算額	摘要欄
	支 出 合 計			

申請時に予算計上していなかった科目が発生した場合は、科目、決算額を記載するとともに、その事由及び内容を摘要欄に記入してください。

年度 公益活動事業補助金交付確定通知書

（記号）第 年 月 日 号

団体名
代表者

様

北 広 島 市 長 印

年 月 日付けで申請があり、年 月 日 指令第 号で交付決定した下記事業の補助金交付額が、次の通り確定しましたので、北広島市公益活動事業補助金交付事務要領第 7 条第 1 項の規定により通知します。

コース	テーマ設定型事業コース 自由提案型事業コース
交付決定事業の名称	
交付確定額	

年度 公益活動事業補助金交付請求書

年 月 日

北 広 島 市 長

（請求者）

団体名
主たる事務所所在地
（代表者住所）
代表者の役職名・名前

印

年 月 日付（記号）第 号で交付額が確定された公益活動事業について次のとおり交付を請求します。

交付決定事業の名称		
コース	テーマ設定型事業コース	自由提案型事業コース
交付請求額	交付確定額	円
	概算払受領額	円
	今回請求額	円

振込先 請求者団体、請求団体代表者又は団体構成員の名義のものにしてください。

（フリガナ） 口座名義人	
金融機関名	銀行・金庫
	本店・支店
口座番号	普通 当座 NO. _____

ゆうちょ銀行は、他銀行からの振込可能口座番号の取得が必要になります。